



第 42 回

会社のしくみ(8) 株主代表訴訟について

趣旨

取締役など会社の役員と会社との関係は、一般に委任契約関係にあると解されていますので、会社の役員(「対象役員」といいます)が違法行為等何らかの責任を負うべき行動を行ったときには、本来ならば、会社自身が対象役員に対して、責任追及をすべきです。

ところが、責任を追及すべき他の役員は、対象役員の会社の同僚であったり後輩であったりする事が多い。だから会社が対象役員に対して責任を追及したり、訴えを起こすことは困難と言わざるを得ません。

そこで、会社法は、株主が会社に対して、対象役員を相手に

訴訟を提起することが要求でき、会社が対象役員を提訴しないときは、当該株主自身が、会社に代わって、会社のために、対象役員に対して責任を追及する訴えを提起できるようにしました。それが、「株主代表訴訟」といわれるものです。

提訴できる範囲(対象)

訴えを提起することができる対象は、

- ①発起人、設立時取締役・監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人の責任追及
- ②株主の権利行使に関して利益供与を受けた者に対する利益返還の請求
- ③不公正な払込金額で募集株式・新株予約権を引き受けた者に対する公正な価額との差額の支払い請求

以上の三点です。

提訴できる株主(原告適格)

6か月以上継続して株式を保有する株主です。ただし、非公

開会社(すべての株式に譲渡制限がある会社)には、この保有期間の要件はありません。手続について

会社への提訴請求

株主は、会社に対して対象役員を訴えるように書面等をもって請求します。対象役員が取締役や執行役の場合には、監査役設置会社では監査役が会社を代表するので、監査役が名宛人となります。

濫訴防止のため、同訴訟が当該株主もしくは第三者の不正な利益を図り、または会社に損害を加えることを目的とするときは提訴できないとされています。60日の期間経過

株主による提訴請求から60日以内に会社が訴えを提起しないときは、株主は訴えを提起できます。ただし、同期間経過を待つと回復できない損害が発生するおそれがある場合は60日の要件は不要です。

なお、当該株主から会社に対

して提訴をしない理由(不提訴理由)を明らかにするように請求があったときは、会社は遅滞なく当該株主への不提訴理由の通知が必要です。

印紙代・担保提供について

株主代表訴訟は、株主が勝訴した場合には会社に利益は生じますが、株主に直接利益が帰属するわけではありません。そこで、同訴訟は非財産上の訴訟と見なされ、訴訟の目的の価額は160万円となり、印紙代は一律に1万3000円となります。

会社荒らしなどの濫訴を防止するため、裁判所は被告(対象役員)の申立により、当該株主に対して相当の担保を立てるべきことを命じることができます。訴訟告知・訴訟参加

代表訴訟を提起した株主は、遅滞なく会社に対してその旨の告知が必要です。告知を受けた会社は遅滞なく、訴え提起の旨の公告又は株主への通知をしなければなりません。馴れ合い訴訟の防止等のため株主又は会社は同訴訟に訴訟参加できません。

は同訴訟に訴訟参加できません。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyoo.com

山下江 検索
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
7~24時 札幌・PMS OK

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュグランドタワー隣

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー
第9回「不正競争防止法って、なに?」講師:弁護士 田中 伸

簡単に言えば、「自由にビジネス(商売)してよい」ということなのですが当然ながらどのような手段を使ってもよいということではありません。スポーツと同じようにビジネスにおいてもフェアプレーが要請されます。不正競争防止法は、ビジネスにおけるアンフェアな行為を規制し、公正な競争秩序を維持しようとしています。このセミナーでは、あまり馴染みがないと思われる不正競争防止法の概略と具体的事案について、わかりやすく解説します。

日 時:平成25年9月26日(木) 18:30~ 会 場:広島パシフィックホテル
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。

◆相談料:30分 5,000円 ◆債務整理:相談料無料・着手金無し ◆交通事故:初回1時間相談料無料・着手金無し